

函館市都市計画マスタープラン市民懇話会委員公募実施要領

1 目的

函館市都市計画マスタープラン市民懇話会（以下「懇話会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民意見を市に対して提出するまちづくりに関する提案書に反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

懇話会の公募による委員の定数は，1人とする。

3 委員の任期

市長が指定した日から市長にまちづくりに関する提案書を提出する日まで。（令和6年12月末頃予定）

4 懇話会の開催予定

- (1) 開催期間 令和6年4月下旬から令和6年12月下旬まで
- (2) 開催回数 8回程度
- (3) 開催時間 平日の夜間を原則として，概ね2時間程度
- (4) 開催場所 市役所本庁舎内の会議室

5 応募条件

市内に居住する満年齢18歳以上（令和6年4月1日現在）の者で函館市の都市計画およびまちづくりに関し，知識，経験，関心等のある者。ただし，次号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本懇話会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者

ただし，複数の団体により組織される団体であるときは，役員を務めている者に限る。

- (2) 本市の他の委員会等の委員を3以上兼ねている者（募集中のものを含む。）

- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

6 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送または持参により応募する。

応募先：函館市都市建設部都市計画課 土地利用担当

住所：〒040-8666 函館市東雲町4番13号（電話：21-3360）

7 広報

公募にあたっては、市広報誌および市ホームページ等に募集記事を掲載する。

8 募集期間

令和6年4月16日（火）から委員の応募がある日まで

（郵送の場合は当日消印有効）

9 決定の方法

応募者が公募定数を超えた場合は公開抽選により決定する。

当該懇話会における女性の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4(2)に定める女性登用率の目標値35%に達しない見込みであるため、女性の応募があった場合は、優先的に女性の応募者を委員として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合は、再度公募する。その場合の公募については、8募集期間を除いてこの要領を準用する。

10 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。